岡山県公報

発行　岡山県

目次

目次	担当課（室）
【訓　令】	
○岡山県庁文書保存分類表の一部改正	総務学事課
○〃（以上県例規集登載）	〃
【告　示】	
○旅券法に基づく事務のうち急を要する場合等の指定の一部改正（県例規集登載）	国際課
○指定居宅サービスの事業の廃止	指導監査室
○精神通院医療を担当する医療機関の指定	健康推進課
○精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	〃
○土地改良事業計画の変更の認可	耕地課
○土地収用法に基づく事業の認定	監理課
【公　告】	
○落札者等の決定	総務学事課
○県営土地改良事業の工事完了	耕地課
○公共測量の終了	監理課
○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課
○〃	〃
○〃	〃
○二級建築士の免許の取消し	〃
○〃	〃
○随意契約の相手方の決定	警察本部会計課
【企　業　局】	
○随意契約の相手方の決定	総務企画課

◎岡山県訓令第一号

庁中一般

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

第一表第一分類Ｒの項を次のように改める。

Ｒ	商工業	総括	商工業振興	商工団体指導	技術振興	金融	経済国際化	観光	鉱業	物流	

第四表第一分類Ｆ第二分類３の表第三分類５の項を次のように改める。

５	電子申告	〃	３	システム開発	10	システム運用	10	システム保守管理	10												

第四表第一分類Ｇ第二分類１の表第三分類９の項を次のように改める。

９	広域連携	〃	３	全国知事会	３	中国地方知事会	３	中国地域発展推進会議	３	中国圏広域地方計画推進会議	３	中四国サミット	３	将来世代応援知事同盟	３	両県知事会議	３	岡山市長との懇談会	３	市長会	３
		町村会	３	市町村要望	３	地方分権改革	３	おかやま創生広域連携推進事業	３												

第四表第一分類Ｇ第二分類５の表第三分類３の項及び４の項を次のように改める。

３	工業統計調査	〃	３	〃	５																
４																					

第四表第一分類Ｇ第二分類５の表第三分類７の項を次のように改める。

7																					

第四表第一分類Ｈ第二分類９の表第三分類３の項を次のように改める。

3	体育施設	〃	3	指定管理者	30	委託契約	5	業務報告	5	補助金	5	〃	3	維持修繕	5						

第四表第一分類Ｍ第二分類６の表第三分類Ａの項を次のように改める。

A	希少野生動植物保護	総括	3	基本方針	30	指定希少野生動植物種の指定	30	生息地等保護区の指定	30	保護管理事業計画	30	指定種台帳	30	許可	5	届出	3	許可証等台帳	30	調査研究	5

第四表第一分類Ｐ第二分類３の表第三分類３の項から５の項までを次のように改める。

3	性感染症対策	総括	3	委託契約	5																
4	結核予防	〃	3	指定医療機関検査	3			定期外健康診断	3	結核用品	3			指定医療機関台帳	30	医療	5	報告統計	3	指定医療機関の指定・辞退・変更	3
		委託契約	5																		
5	ハンセン病問題対策	総括	3	普及啓発	3																

第四表第一分類Ｐ第二分類３の表第三分類Ｂの項及びＣの項を次のように改める。

	小児慢性	総括	5	補助金・負担金	5	対象患者認定	5	医療給付	5	認定審査会	3	諸届	1	診療報酬の過誤	3	手帳交付	5	委託契約	10	小児慢性日常生活用具給付事業	5

B	特定疾患対策	指定医療機関	6	指定医	5	自立支援員	5															
C	難病対策	総括	5	補助金・負担金	5	難病患者地域支援対策推進事業	5					患者・家族のつどい事業	3	諸届・適用区分	1	難病医療提供体制	5					
		プライマリーケア研修会	5	神経難病患者在宅医療支援事業	5	難病相談・支援センター事業	5	難病ホームヘルパー研修終了者名簿	30	対象患者認定	5	医療給付	5	指定医療機関	6	指定医	5	認定審査会	3	対策協議会	3

第四表第一分類Ｐ第二分類３の表に次の一項を加える。

G	新型コロナウイルス感染症対策	〃	5	〃	30	補助金・交付金	5	疫学調査	5	患者情報	5	検査	5	入院・療養	5	集団発生	5	要請等	5	対策本部	5
		ワクチン接種	5	第三者認証	5																

第四表第一分類Ｐ第二分類５の表第三分類０の項及び１の項を次のように改める。

0	総括	総括	3	例規	10	表彰	30	身分証票	5	補助金	5	委託契約	5	災害薬事	5							
1	薬局・医薬品販売業等	〃	3	指導取締	3	諸届	1	処分	5	許可	6	報告・統計	3	照会報告	3	試験検査	3	身分証明書	2	許可等台帳	30
		廃止台帳	5	登録販売者試験	3	登録販売者試験合格者名簿	30	登録販売者名簿	30	認定	2										

第四表第一分類Ｑ第二分類１の表第三分類８の項を次のように改める。

8	介護福祉士等	〃	3	修学資金貸付	3	修学資金補助金	5	修学資金貸与決定	10	修学資金管理台帳	10	養成施設の指定等	30	養成施設の事業報告	5	介護技術講習実施の届出	3	外国人介護留学生奨学金等支援事業	5		

第四表第一分類Ｑ第二分類２の表第三分類８の項を次のように改める。

8	訟　　務	〃	5	審査請求	10	行政訴訟	30	投書等	3												

第四表第一分類Ｑ第二分類４の表第三分類４の項を次のように改める。

4	知的障害者援護	〃	3	療育手帳	3	療育手帳マイナンバー連携	5														

第四表第一分類Ｑ第二分類５の表第三分類１の項及び２の項を次のように改める。

1	児童福祉施設	総　　括	3	入所施設許可	30	入所施設運営指導	3	保育所認可	30	認可外保育施設	5	保育所運営指導	3	県立成徳学校学校教育	30	県立児童福祉施設	3	児童厚生施設設置	30	児童厚生施設運営指導	3
		認定こども園認定	30	認定こども園運営指導	3	被措置児童等虐待	10	児童家庭支援センター	5												
2	里　　親	総　　括	3	里親登録	30			里親指導	5			一時里親推進事業	5	里親里子交歓会	5	里親研修会	5	里親賠償保険	5	ファミリーホーム	5

第四表第一分類Ｑ第二分類５の表第三分類６の項及び７の項を次のように改める。

6	児童保護措置費	〃	5	県分措置費	5	市町村分措置費	5	保護単価	3									年長児特別指導費加算	5	保護措置費請求書	5
		自立援助ホーム	5																		
7	事務費補助金	総　　括	5	児童福祉法施行事務費	5	児童保護指導監査委託費	5	保育士養成所補助金	5	保育研究団体等補助金	5										

第四表第一分類Ｑ第二分類５の表第三分類Ａの項を次のように改める。

A	児童手当	〃	3	研修・指導	5	審査請求	5	調　　査	5	児童手当交付金	5	児童手当事務費交付金	5	支給状況報告	3	指導・監査	5	子育て世帯臨時特例給付金	5	子ども・子育て支援事業補助金	5
		子育て世帯への臨時特別給付金（総括）	5	子育て世帯への臨時特別給付金（国庫補助）	5	子育て世帯生活支援特別給付金（国庫）補助金（その他世帯分）	5	子育て世帯への臨時特別給付（先行給付・国庫補助）	5	子育て世帯への臨時特別給付（追加給付・国庫補助）	5										

第四表第一分類Ｑ第二分類５の表第三分類Ｅの項及びＦの項を次のように改める。

E	児童虐待	〃	5	補 助 金	5							啓発活動	3	子ども虐待防止専門本部	3	接近禁止命令	30	要保護児童対策地域協議会	10	児童福祉法第２８条に基づく措置	30
		親権喪失・親権停止	30	児童虐待に係る重大事例等検証	30	防止対策推進事業	3	防止対策支援事業	3												
F	子ども・子育て支援	総　　括	5	給付費負担金	5	補 助 金	5	特定教育・保育施設	30	調　　査	5	処遇改善等加算	5	人材確保	5	子育て支援情報発信	3				

第四表第一分類Ｑ第二分類６の表第三分類５の項を次のように改める。

5	児童扶養手当	〃	3	指導監査	5	受付処理簿	3	新規認定請求	5	却　　下	5	現 況 届	3	諸　　届	3	診 断 書	5	台帳請求	3	台帳送付	3
		事務処理一覧	5	支払記録	5	電算処理委託	5	支払状況報告	5	給付費国庫負担金	5			審査請求	10	受給者報告	3			子育て世帯生活支援特別給付金（国庫）補助金（ひとり親世帯分）	5

第四表第一分類Ｒ第二分類１の表に次の五項を加える。

AG	時短要請協力金	〃	3	〃	5																
AH	デジタル化推進による生産性向上事業	〃	3	委託契約	5	補 助 金	5														
	企業収益																				

AJ	力向上支援事業	〃	3	〃	5	〃	5															
AK	飲食店等一時支援金	〃	3	〃	5	〃	5															
AL	酒類販売事業者支援金	〃	3	〃	5	〃	5															

第四表第一分類Ｒ第二分類３の表第三分類Ｂの項を次のように改める。

B	グリーンバイオ・プロジェクト	〃	3	研究委託	5	国庫補助	10	県費補助	5													

第四表第一分類Ｒ第二分類６の表に次の一項を加える。

C	アートプロジェクト	〃	3	実行委員会	5																	

第四表第一分類Ｒ第二分類９の表を削る。

第四表第一分類Ｓ第二分類１の表第三分類５の項を次のように改める。

5	労働福祉	総括	1	中小企業労務管理改善指導	3					補助金	5			労働福祉施設	3	表彰（大臣）	10			労働安全衛生	3

第四表第一分類Ｓ第二分類１の表第三分類Ｃの項を次のように改める。

C																						

第四表第一分類Ｓ第二分類３の表第三分類７の項を次のように改める。

	ＩＪＵタ			県外合同		就職支援		ＩＪＵタ				３年以内既卒		東京23区から		東京23区からの就						

7	ーン就職	〃	3	説明会・面接会	5	協定	30	ーン就職相談	3			者再チャレンジ応援企業	5	の就職支援事業（総括）	3	職支援事業（契約・業者登録）	10				

第四表第一分類Ｓ第二分類３の表第三分類９の項を次のように改める。

9	求人・求職	〃	3			雇用情勢	3	新規学卒者求人・求職・就職状況	3												

第四表第一分類Ｓ第二分類３の表に次の一項を加える。

C	在籍型出向支援	〃	5																		

第四表第一分類Ｔ第二分類１の表第三分類Ａの項を次のように改める。

A	地域農業推進対策	〃	3	補助金	10	農業経営基盤強化促進対策	5	市町村基本構想	5	認定農業者	5	人・農地プラン	10								

第四表第一分類Ｔ第二分類３の表第三分類８の項を次のように改める。

8	任意共済	〃	3	建物共済	3	農機具共済	3	料率	5												

第四表第一分類Ｖ第二分類２の表第三分類１の項を次のように改める。

1	養鶏振興	〃	3	指導	3			補助金	10	ふ化業者登録	5	鶏卵価格安定	5								

第四表第一分類Ｖ第二分類６の表第三分類２の項を次のように改める。

2	養豚振興	〃	3	〃	5	〃	5	〃	5	養豚団地	5	復命書	3	国庫補助	10	県費補助	5				

第四表第一分類Ｖ第二分類７の表第三分類１の項を次のように改める。

1	家畜伝染病予防	〃	死亡牛検査	5	まん延防止	5	高病原性鳥インフルエンザ	30	発生予防	5	ＢＳＥ	3	輸出入検査	5	口蹄疫	5	自衛防疫	5	豚熱・アフリカ豚熱	5	病性鑑定	5	手当金	10	年報・月報	10	補助金	10	馬事衛生対策	5

第四表第一分類Ｙ第二分類３の表第三分類Ａの項を次のように改める。

Ａ	木質バイオマス	総括	3								統計・調査	5	燃料調達計画確認	10									

第四表第一分類Ｙ第二分類６の表第三分類７の項を次のように改める。

7	県行造林	〃	3	財産管理	30	林産物の処分	10	使用許可	10	保険契約	10												

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、令和三年度以降に完結した文書から適用し、令和二年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県訓令第二号

一般　中　庁

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

第四表第一分類Ｄ第二分類２の表第三分類３の項を次のように改める。

3	会計管理者・出納員が備える帳簿	〃	3	予算現額状況簿	5	資金交付書等管理簿	5			支出日計簿	1	歳出簿	5	小切手振出兼隔地払送達受託簿	5	予算支出簿	5				

第四表第一分類Ｄ第二分類９の表第三分類８の項を次のように改める。

8	運転者	〃	1	研修	3	運転者台帳	1	安全運転管理者	3	アルコール検査記録簿	1										

第四表第一分類Ｅ第二分類１の表第三分類７の項を次のように改める。

7	県費補助	総括	5	私立学校経常費補助金	5	私立学校等人権教育指導補助金	5	私立専修学校設備補助金	5	私立高校特色教育施設設備補助金	5	私立学校教育改革補助金	5	私学団体補助金・貸付金	5			私立高校通信教育振興費補助金	5	私立高校納付金減免補助金	5
		その他補助金	5	高等学校等就学支援金	5	奨学のための給付金	5	幼児教育支援事業補助金	5	私立小中学校等修学支援事業	5	子育てのための施設等利用給付費	5	私立専門学校授業料等減免費負担金	5	専攻科の生徒への修学支援	5				

第四表第一分類Ｆ第二分類０の表第三分類２の項を次のように改める。

2	企画	〃	5	災害減免	5	職員提案事務改善	10	税理士資格登録	5	税制懇話会	30										

第四表第一分類Ｆ第二分類５の表第三分類１の項を次のように改める。

1	滞納処分	〃	3	公売関係	10	差押調書	5					公示送達	3								

第四表第一分類Ｆ第二分類５の表第三分類３の項を次のように改める。

3																					

第四表第一分類Ｇ第二分類３の表第三分類Ｂの項を次のように改める。

B	農村地域工業導入	総括	3	指定	10	計画	10	調査	3												

第四表第一分類Ｍ第二分類０の表第三分類２の項を次のように改める。

2	地球環境	〃	3	普及啓発	3	環境月間	3	環境学習	5	国際協力	3	補助金	5	地球温暖化防止実行計画	5	地球温暖化対策	3	省資源・省エネルギー	5	エコパートナーシップおかやま	3
				地球温暖化防止活動推進員	5	太陽光発電補助金	17	電気自動車等補助金	10	太陽熱利用システム補助金	15	家庭の省エネ対策補助金	15	気候変動適応	3						

第四表第一分類Ｐ第二分類６の表第三分類２の項を次のように改める。

2	ふぐ処理	総括	1	登録・免許・認定申請	1	諸届	1	ふぐ処理師・認定ふぐ処理師名簿	30	試験合格者名簿	30	試験	3								

第四表第一分類Ｐ第二分類６の表に次の一項を加える。

D	愛玩動物看護師養成所	〃	1	指定・変更承認等	30	変更届	5	報告・指示	5												

第四表第一分類Ｒ第二分類１の表第三分類Ｙの項からＡＡの項までを次のように改める。

Y																					
Z																					
AA	優良小売店表彰事業	総　　括	3	委託契約	5																

第四表第一分類Ｓ第二分類０の表第三分類８の項を次のように改める。

8	労働者協同組合	〃	3	例　　規	30	成立届（合併を含む。）	30	定款変更届	30	事業報告	3	諸　　届	3	業務停止命令・役員改選命令	5	解散命令及び解散届	30				

第四表第一分類Ｔ第二分類４の表第三分類Ａの項を次のように改める。

A	新規就農者確保	〃	3	補助金	5	協議会	3	調査台帳	3	相談活動	10	海外派遣研修	5	新規就農研修	5	新規就農者支援対策事業	5			就農支援資金貸付事業	20
						企業等参入促進	3	農場管理事業	5	国庫補助（10年保存）	10	国庫補助（５年保存）	5	青年等就農資金	17						

第四表第一分類Ｖ第二分類１の表第三分類６の項を次のように改める。

6	畜舎特例法	〃	3	認　　定	30	届　　出	30														

第四表第一分類Ｙ第二分類２の表第三分類２の項を次のように改める。

2	許認可	〃	3	設　　立	30	解　　散	30	定款変更	30	指導監督	5	合　　併	30			森林経営規程承認・変更	30	組織変更	30		

第四表第一分類Ｚ第二分類０の表第三分類３の項を次のように改める。

3	測量法運用	〃	3	〃	3	告示	3	承認	3												

第四表第一分類ＡＢ第二分類２の表第三分類Ｑの項を次のように改める。

Q	長期優良住宅促進法関係	〃	3	要綱	30	台帳	30	認定	30	調査	30	許可	5								

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、令和四年度以降に完結した文書から適用し、令和三年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第六十一号

平成十八年岡山県告示第四百四十三号（旅券法に基づく事務のうち急を要する場合等の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

本則第三号及び第四号を削る。

◎岡山県告示第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　事業所の名称及び所在地

１　名称

かもヘルパーステーション

２　所在地

岡山県津山市加茂町中原六一

二　事業者の名称及び主たる事務所の所在地

１　名称

医療法人慈恵会

２　所在地

岡山県津山市加茂町中原六一

三　廃止の届出を受理した年月日

令和五年二月二日

四　介護保険事業所番号

三三七三五〇〇一二七

五　サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

指定した医療機関の名称	所在地	指定年月日
いほり薬局　帯高店	倉敷市帯高一六〇―二	令和五年一月一日
真庭中央薬局	真庭市上市瀬三四二	令和五年一月一日
ザグザグ薬局　北畝店	倉敷市北畝六―二―三九	令和五年二月一日

◎岡山県告示第六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

指定を辞退した医療機関		
名称	所在地	辞退年月日
ファーマシィ薬局さにぃ	倉敷市玉島黒崎三九一一―五	令和五年二月四日

◎岡山県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二　地区名及び工種

地区名　工　種

宗津東町３番川　かんがい排水

三　認可年月日

令和五年一月二十七日

◎岡山県告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　起業者の名称

新見市

二　事業の種類

新見市役所公用車等駐車場整備事業

三　起業地

1　収用の部分　岡山県新見市新見字壱段半田地内

2　使用の部分　なし

四　事業の認定をした理由

1　法第二十条第一号の要件への適合性について

新見市役所公用車等駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2　法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である新見市は、施設集約化事業に伴う公用車増加に対応するため、本件事業を実施するものであり、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3　法第二十条第三号の要件への適合性について

(1)　本件事業の施行により得られる利益については、台数不足が発生している公用車駐車場を増設することで、事故の危険を未然に防止するとともに、公用車による迅速な行政対応を確保することで、市民サービスの向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①本庁舎、南庁舎、新見文化交流館及び図書館の4施設から近隣の地であること、②整備費が安価であること、③周辺住民や交通環境への影響が少ないこと、④必要な面積を確保できること等を条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2)　本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3)　(1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4　法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、新見市役所公用車等駐車場を必要な面積を確保した敷地に整備し、市民サービスの向上及び安心、安全な市民生活につなげるものであることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5　結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五　法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

新見市総務部総務課

〔五三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　借入件名及び数量
　岡山県立記録資料館システム借上げ　一式
二　借入期間
　令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで
三　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
　岡山県立記録資料館
　岡山市北区南方二丁目十三番一号
四　落札者を決定した日
　令和五年一月三十一日
五　落札者の名称及び住所
　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社岡山営業所
　岡山市北区下石井二丁目二番五号
六　落札金額
　一月当たり五五三、一九〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五〇、二九〇円）
七　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
八　入札公告日
　令和五年一月十七日

〔五四〕県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

地区名	工種	完了年月日
樋路池	ため池	令和四・一二・二七

〔五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山市北区原地内	公共測量（二級及び三級基準点測量）	令和五年一月二十四日

〔五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前七二―八、七二―九

二　許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区中島四二―一〇ニューシティ花葱一〇二号室

安藤　友宏

三　許可年月日及び許可番号

令和四年十月十二日岡山県指令建指第二七六号

〔五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字西ノ鼻八八二―一一

二　許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一八〇―一シャルマンフルールⅠ　Ｂ二〇二

松久　勇輝

松久　　彩

三　許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十六日岡山県指令建指第三六五号

〔五八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字釼先キ四四〇―七

二　許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口一一一―二

平　智誠

平　早苗

三　許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二十六日岡山県指令建指第三八七号

〔五九〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　免許の取消しをした年月日

令和五年二月二日

二　免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

黒瀬　勝己　二級建築士　第六五七二号

三　免許の取消しの理由

相続人から、当該建築士が死亡した旨の届出があったため

〔六〇〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　免許の取消しをした年月日
　令和五年二月二日
二　免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
　伊達　貞　二級建築士　第四二〇二号
三　免許の取消しの理由
　相続人から、当該建築士が死亡した旨の届出があったため

〔六一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和五年二月十日

岡山県知事　伊原木　隆　太

一　特定役務の名称
「岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理」の追加修理

二　契約期間
令和五年一月二十五日から令和五年三月三十一日まで

三　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警備部警備課
岡山市北区内山下二丁目四番六号

四　契約の相手方を決定した日
令和五年一月二十五日

五　契約の相手方の名称及び住所
朝日航洋株式会社岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目三番八号

六　契約金額
一五一、九三二、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一三、八一二、〇〇〇円）

七　契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約

八　随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和五年二月十日

岡山県公営企業管理者　片　山　誠　一

一　特定役務の名称
発電総合管理事務所　集中監視制御システムソフトウェア改修委託

二　契約期間
令和五年一月二十七日から令和七年三月三十一日まで

三　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県企業局総務企画課
岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四　契約の相手方を決定した日
令和五年一月二十七日

五　契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機株式会社　中国支社
広島県広島市中区中町七番三二号

六　契約金額
八六、一三〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、八三〇、〇〇〇円）

七　契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約

八　随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため